

平成26年度

# 特許法等改正説明会の開催について

平成26年5月14日に、「特許法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律改正に関する説明会を、全国の主要都市において開催いたします。

今回の法律改正の内容について、特許庁職員が分かり易く解説いたしますので、この機会にぜひご参加ください。

なお、参加費及びテキストは無料となっております。

四国では、高松市（6月11日）と松山市（時期未定）にて開催の予定です。

\* 事前申込み制（定員150名、定員に達し次第受付を締め切ります。）

\* 本説明会は、日本弁理士会の継続研修の必修科目に指定されております。

【日時】 平成26年 **6月11日(水)** 13:30～15:30

## <内容>

- |         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 特許法の改正  | ・ 救済措置の拡充<br>・ 異議の申立て制度の創設          |
| 意匠法の改正  | ・ 複数国に意匠を一括出願するための規定の整備             |
| 商標法の改正  | ・ 保護対象の拡充（色彩・音）<br>・ 地域団体商標の登録主体の拡充 |
| 弁理士法の改正 | ・ 弁理士の使命の明確化<br>・ 業務の拡充（弁理士法）等      |

## 【参加申込・お問い合わせ先】

下記必要事項を記載し、メールまたはFAXにてお申し込みください。

- ・ 参加者氏名（弁理士の方は弁理士登録番号も記載ください）
- ・ 企業名（所属・役職）／所在地
- ・ 電話番号／FAX番号／Email アドレス

四国経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室 鈴木・三野

TEL：087-811-851 / FAX：087-811-8558

E-mail：[s-tokkyositu@meti.go.jp](mailto:s-tokkyositu@meti.go.jp)

## 【場所】 高松サンポート合同庁舎（アイホール）



住所：高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎低層棟2階

※アイホールは、アイプラザ（郵便局側）の2階になります。

※会場へは、公共交通機関をご利用し、お越し下さい。

四国経済産業局 特許室宛 (FAX) 087-811-8558

平成26年度特許法等改正説明会申込用紙

		所属	役職
参加者氏名 (弁理士の方は弁理士登録番号も記載下さい)			
企業名			
所在地			
電話番号		FAX 番号	
E mail アドレス			

\*事前申込み制（定員に達し次第、受付締切りとします。）

\*日本弁理士会の継続研修の必修科目に指定されております。